

# インセンティブ制度の見直しについて

(健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布)



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

○ 成長戦略フォローアップ等を踏まえたインセンティブ制度の検討結果については、第113回運営委員会（令和3年11月26日開催）において意見集約を行い、その後、厚生労働省の「第44回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和4年1月19日開催）」を経て、下記のとおり、健康保険法施行規則が改正されましたのでお知らせいたします。

保発 0401 第 8 号  
令和 4 年 4 月 1 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第79号）が本日公布され、令和6年1月1日から施行することとされたところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、これらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容  
令和6年度以降の全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率に係る加算・減算制度（いわゆる「協会インセンティブ制度」）について、

- 減算対象となる都道府県支部を、総得点（「特定健康診査等の実施状況等を勘案して協会が算定した得点」をいう。以下同じ。）が全都道府県支部の上位2分の1の範囲に属する都道府県支部から、当該総得点が全都道府県支部の上位3分の1の範囲に属する都道府県支部に変更する。
- 特定健康診査等の実施状況等に対する評価指標1から5までのうち、評価指標4を「支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認められた者の保険医療機関の受診率」とする。

第2 施行期日  
令和6年1月1日

令和4年4月1日 金曜日		官 報	(号外第73号)	44
<p>○厚生労働省令第七十九号 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十二号、第四十五条の二、第二号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令） 令和四年四月一日 健康保険法施行規則の一部を改正する省令 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>改正</p> <p>（令第四十五条の二、第二号の「健康保険の額」の算定） 第三十五条の五の二、令第四十五条の二、第一号の「健康保険の額」は、支部（法第七条の四第一項に規定する支所をいう。）ごとに、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数に第一号に掲げる額を乗じて得た額とする。 イ（一）に掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額 イ（二）に掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額 場合によっては、零</p> <p>（二）各支部の（一）に規定する総得点の上位三分の一の範囲に属する総得点のうち最も低い額とし、協会の定める額</p> <p>（三）協会の定める額</p> <p>（四）前号第一号（一）の協会の定める額は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係るロに掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前半年度におけるロに掲げる数値からの算出結果等を勘案して協会が算定した数とする。</p> <p>一―三、略</p> <p>四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認められた者の保険医療機関の受診率</p> <p>五（略）</p>	<p>改正</p> <p>（令第四十五条の二、第二号の「健康保険の額」の算定） 第三十五条の五の二、令第四十五条の二、第一号の「健康保険の額」は、支部（法第七条の四第一項に規定する支所をいう。）ごとに、第二号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第一号に掲げる額を乗じて得た額とする。 イ（一）に掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額 イ（二）に掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額 場合によっては、零</p> <p>（二）各支部の（一）に規定する総得点の中央値として協会が定める額</p> <p>（三）協会の定める額</p> <p>（四）前号第一号（一）の協会の定める額は、一の事業年度の前半事業年度における当該支部に係るロに掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前半年度におけるロに掲げる数値からの算出結果等を勘案して協会が算定した数とする。</p> <p>一―三、略</p> <p>四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要した者の保険医療機関の受診率</p> <p>五（略）</p>	<p>施行期日</p> <p>この省令は、令和六年一月一日から施行する。</p> <p>一 解明金の額の算定に関する経過措置</p> <p>二 改正後の健康保険法施行規則第三十五条の二の規定は、令和六年一月以後に用いられる普通府県単位の決算料率（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十六条第二項に規定する都道府県単位の保険料率をいう。以下この項において同じ。）の算定において適用し、同年一月以後に用いられる普通府県単位の決算料率に係る解明金の額の算定については、たゞその例による。</p>	<p>厚生労働大臣 後藤 茂之 所得割分改正通知</p>

## 見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

## 評価指標の見直し

## &lt;現行&gt;

現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	250

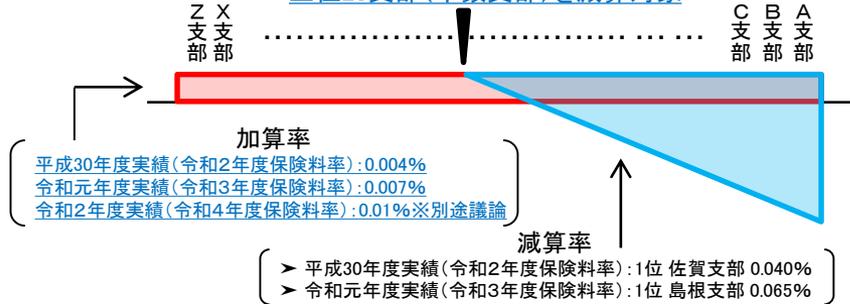
## &lt;見直し後&gt;

見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

## 加算減算の効かせ方の見直し

## &lt;現行&gt;

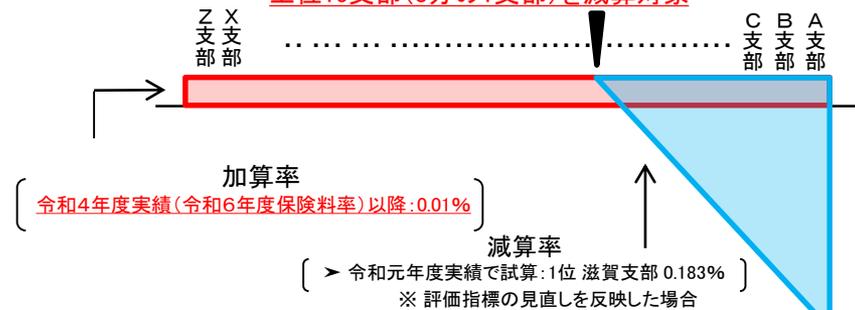
上位23支部(半数支部)を減算対象



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。

## &lt;見直し後&gt;

上位15支部(3分の1支部)を減算対象



## 現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

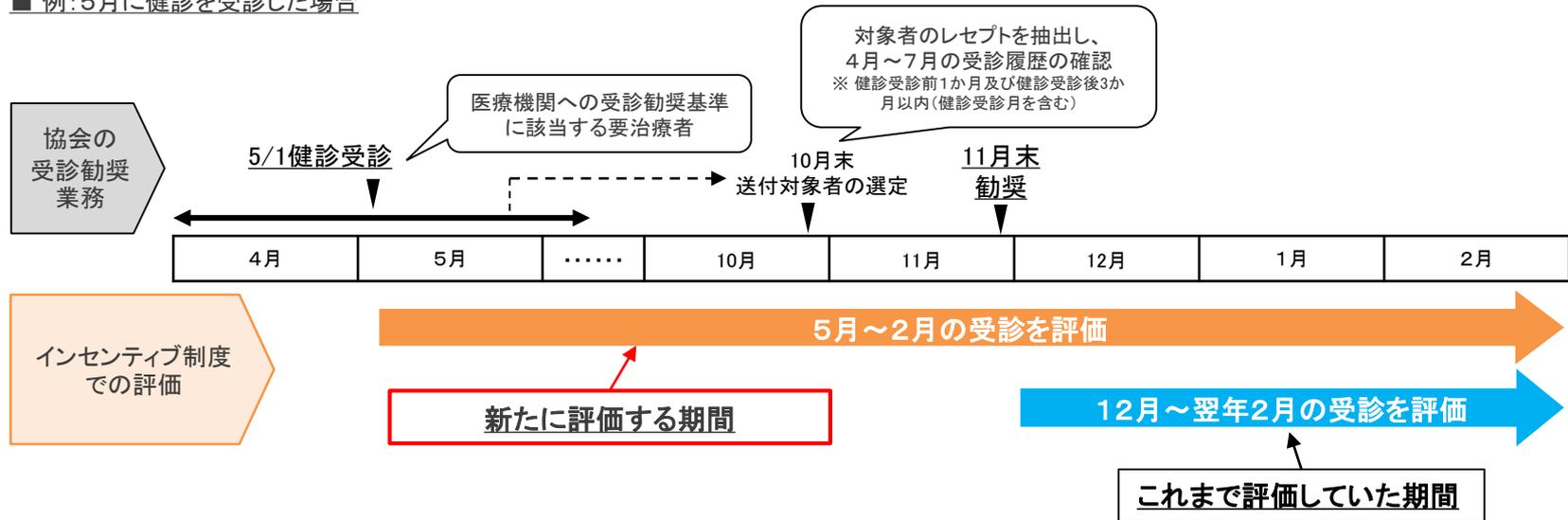
○ 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。

## <具体的な見直し: 医療機関への受診勧奨基準に該当する要治療者の医療機関受診率>

「指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率」について、現行は、要治療者が健診受診後3か月以内に医療機関を受診していない場合に受診勧奨通知を送付し、送付後、3か月以内の医療機関への受診率を評価対象としているが、加入者の行動がより実績に反映できるよう、新たに健診受診後から受診勧奨を送付するまでの期間の医療機関受診率も含めて評価する。

### <指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 → 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率>

#### ■ 例: 5月に健診を受診した場合



$$\text{指標4 医療機関への受診勧奨基準に該当する要治療者の医療機関受診率} = \frac{\text{分母のうち、医療機関受診者数}}{\text{医療機関への受診勧奨基準に該当する要治療者}} \quad (\text{翌年度の実績評価(11月)までに集計できるよう計算。})$$